

2020年4月15日

更新日：2020年5月8日

学生・教職員の皆様へ

## 緊急事態宣言の発令などに伴う 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応策について

流通経済大学  
新型コロナウイルス感染症対策のための危機管理対策本部  
本部長 野尻 俊明

2020年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令され、4月12日には新松戸キャンパスが所在する千葉県知事からも県内の大学への休業要請が発表されました。本学としてはこれに協力し社会的責任を果たすため、感染症拡大防止に向けた対策を強化することいたしましたので、お知らせいたします。

学生・教職員の皆様にはご心配とご不便をお掛けいたしますが、国や地域の難局において、すべての皆様の生命と健康、安全を守るための対策ですので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

2020年5月4日、政府より発表された緊急事態宣言の期間延長に伴い、当該期間中（5月31日まで）はこれまで本学が取り組んできた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応策を継続することといたしましたので、あらためてお知らせいたします。

また、授業については、今年度の春学期（8月1日まで）のすべての授業を原則としてオンラインによる遠隔授業とすることいたしました。学生・教職員の皆様には、授業に関する重要な方針の変更により多大なご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

※国や県の対策に係る本学キャンパスの位置づけ

新松戸キャンパス…4月7日政府発表「緊急事態宣言」対象地域7都府県に含まれる千葉県に所在。

4月16日政府発表により千葉県を「特定警戒都道府県」に指定。

5月4日政府発表により「緊急事態宣言の期間延長」において千葉県を引き続き「特定警戒都道府県」に指定。

龍ヶ崎キャンパス…4月8日茨城県発表「感染拡大要注意市町村」対象10市町に含まれる龍ヶ崎市に所在。

4月16日政府発表により茨城県を「特定警戒都道府県」に指定。

5月4日政府発表により「緊急事態宣言の期間延長」において茨城県を引き続き「特定警戒都道府県」に指定。

### 1. 基本的行動について

学生・教職員の皆様には、自らの生命と健康、安全を守るための「感染しない」行動と、ご家族やご友人、同僚や周囲の方に「感染を広げない」ための責任ある行動をお願いします。

また、感染していても軽症や無症状のケースがあることに留意し、自分は大丈夫との認識で行動することは厳に慎んでください。

- ・こまめに手洗いをしてください。
- ・マスクを着用してください。

※布製や手作りのものを使うなどして、まずは各自でマスクの不足に対応してください。

- ・身の回りを清潔にしてください。
- ・換気の悪い閉ざされた空間を避けてください。【密閉を避ける】
- ・多くの人が密集する場所を避けてください。【密集を避ける】
- ・人との距離をとり（目安は2メートル）、向かい合っでの会話を避けてください。【密接を避ける】
- ・不要不急の外出を控えてください。
- ・人との接触を通常の7割、できれば8割減らしてください。
- ・やむを得ず公共交通機関を利用する場合は、混雑する時間を避け、利用後は手洗いまたはアルコール消毒をしてください。
- ・風邪の症状に似た発熱やのどの痛み、だるさ、息苦しさなどの体調に違和感がある場合は、自宅で療養し健康観察を続けてください。

## 2. 学内の施設について

- ・原則として、学内の施設を **5月31日**まで閉鎖します。

## 3. 職員の窓口業務について

- ・窓口業務を **5月31日**まで停止し、お問い合わせにはメールまたは電話で対応してください。  
※通常時と勤務体制が異なるため、回答が遅れることがあると思いますが、できる限り迅速な対応をお願いします。

## 4. キャンパスへの入構について

- ・学生の立ち入りを禁止します。
- ・来訪者の立ち入りを禁止します。
- ・教職員の立ち入りはやむを得ない場合に限り認めることとし、次の通りにしてください。
  - 職員は職場単位で出勤予定表を提出してください。
  - 教員は入構の前日までに総務課にメールで連絡してください。  
※業務の場合は、関係部門でとりまとめて連絡いただいても結構です。
  - キャンパスでの滞在時間は必要最小限に留めてください。

## 5. 授業や定期試験などの対応について

- ・2020年度春学期の授業の日程は次の通りとします。
  - 新入生オンラインガイダンス（RKU WEEK） 4月13日～4月15日
  - **オンライン授業 4月20日～8月1日**
- ・春学期（8月1日まで）のすべての授業を原則としてオンラインによる遠隔授業で実施します。
- ・学生は、学習支援システムのmanabaなどを利用して、オンラインでの課題提出や映像授業に取り組んでください。
- ・教員は、オンライン授業の準備や実施を在宅で行ってください。対面による通常授業と異なりますので、いつも以上に学生の理解度や学習の進捗状況などに留意してください。

## 6. 学生の課外活動について

- ・通学を伴わない屋外での活動を除き、部活動およびクラブ・サークル活動は **5月31日**まで禁止とします。  
※屋外で活動する場合であっても、活動時間は最小限とし、密集・密接を避け、指導者の管理の

もとで感染防止に十分注意してください。

- ・寮の管理にあたっては、大学と指導者がよく連携し、密閉・密集・密接のない環境に留意し、いつも以上に学生の様子や健康状態に気を配ってください。

#### 7. 教員の研究室における教育研究活動などについて

- ・原則として、研究室での活動は **5月31日**まで禁止とします。
- ・ただし、研究室の使用禁止が教育研究活動や業務を進める上で大きな支障を来たす場合は使用を認めますので、次の通りにしてください。
  - 事前に学部長または教務部長などの関係部門長の許可を得てください。また、使用する前日までに総務課にメールで連絡してください。
  - ※業務の場合は、関係部門でとりまとめて総務課に連絡いただいても結構です。
  - 研究室の使用時間は必要最小限に留め、密閉・密集・密接のない環境に留意してください。

#### 8. 学生・教職員の海外渡航について

- ・外務省発表の感染症危険情報に基づき、当面の間海外への渡航を禁止します。  
(外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

#### 9. 学生・教職員の海外からの帰国、入国について

- ・海外から帰国または入国した場合、2週間は自宅に待機し、入念に健康観察をしてください。
- ・自宅待機、健康観察中に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさや息苦しさがある場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談して指示に従うとともに、大学の総務課に連絡してください。

**※厚生労働省により新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安が見直された場合は、本学においてもその内容に従います。**

- ・日本における新型コロナウイルスに関する水際対策が強化されています。外務省ホームページで最新情報を確認してください。

#### 10. 教職員の外出と国内出張について

- ・移動自粛の観点から、近距離であっても外出と国内出張を禁止します。
- ・キャンパス間の行き来も原則禁止とします。

#### 11. 教職員の会議について

- ・当面の間、会議室で行う会議はすべて中止とし、会議の開催が必要な場合は、オンラインによるウェブ会議などで対応してください。

#### 12. 職員の勤務について

- ・**5月7日以降の勤務については次の通りにしてください。**
  - テレワーク（在宅勤務）に切り替えるなどの工夫をし、出勤者数を最少人数に抑えてください。人数の目安は政府の要請に基づき通常の7割減とし、これを超える場合は、事前に総務課に相談してください。
  - 通勤が必要な場合は、公共交通機関を極力利用せず車通勤に切り替えてください。やむを得ず公共交通機関を利用する場合は時差出勤をするなどして混雑する時間を避けてください。

- 職場では、密閉・密集・密接を避けるため、①換気を行い、②自席で業務を行う際にも周囲と距離が近い場合は空きスペースを利用し、③建物内のエレベータは極力利用しないでください。また、④マスクを着用し、⑤カウンターや共用スペース、備品などの共用物に消毒をするなどして、環境衛生に努めてください。
- 毎日検温し、風邪の症状に似た発熱やのどの痛み、だるさ、息苦しさなどの体調に違和感がある場合は、自宅で療養し健康観察を続けてください。
- 土、日、祝日は休業日とします。

### 13. 感染の可能性や感染者と接触した可能性がある場合の対応について

- ・ 次の症状がある場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談して指示に従うとともに、総務課に連絡してください。
    - 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合。
    - 強いだるさや息苦しさがある場合。
    - 高齢者や基礎疾患などのある人で、上記の症状が 2 日以上続く場合。
- ※厚生労働省により新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安が見直された場合は、本学においてもその内容に従います。
- ・ 自分自身やご家族、大学の友人や職場の同僚などが感染症の確定患者と接触した可能性がある場合は、速やかに総務課に連絡して指示に従ってください。

### 14. 人権侵害への対応について

- ・ 感染者や特定の国の方に対する誹謗中傷や根拠のない噂が SNS などでは広がっています。また、感染者の治療にあたる医療従事者やそのご家族が差別にあっているとの報道もあります。新型コロナウイルスを理由とする偏見や差別、いじめなどの人権侵害につながる発言や行動はあってはなりません。学生・教職員の皆様はそうした言動をしないよう十分注意してください。

### 15. 情報伝達について

- ・ 本学では今後も必要な対策を順次講じていきますので、ホームページやメール、大学のシステム(Ring、manaba、ガルーン(職員用))を利用して、こまめに最新情報を確認してください。正確な情報による冷静な判断と行動をお願いします。

以上

(お問い合わせ先・連絡先)

流通経済大学 総務部総務課 メール : soumu@rku.ac.jp 電話 : 0297-64-0001